

○深谷秀峰議長 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き，通告順に発言を許します。

6番深谷渉議員の発言を許します。深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） おはようございます。初めに，7月の市議会議員選挙におきまして，多くの市民の皆様から負託をいただきましたことに感謝申し上げ，これからの4年間，市民のためにしっかりと働いてまいりますこととお誓い申し上げます。

さて，平成26年8月豪雨により，広島市や福知山市を初め，多くの地域で土砂災害や洪水により多くの方々が亡くなり，また被災されました。亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに，被害に遭われた方々に対しお見舞い申し上げます。

「土砂災害防止法」がありながら，あれだけの大きな被害となり尊い人命を失いました。どこに問題があってどう改善すれば将来の災害を防げるのか，国を挙げて取り組まなければならない問題として，公明党は党代表を初め，現場を視察し，法改正を含め警戒区域指定が進むよう，財政，技術両面で支援できる体制を進めていきます。本市でも危険箇所の点検や対策など，最善の努力をお願い申し上げます。

それでは，通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに，地域振興策についてでございます。

税金に頼らない資金調達について，「クラウドファンディング」の認識についてお伺いいたします。

クラウドファンディングとは，賛同するアイデアやプロジェクトに対して，誰でも簡単に寄附や少額のお金を支払うことができるネット上の仕組みのことです。神奈川県鎌倉市の商工観光課は，昨年11月1日，クラウドファンディングを通じた観光施設整備事業「かまくら想いプロジェクト」を開始いたしました。鎌倉市は，施設整備にかかわる寄附を日本最大の寄附型クラウドファンディングプラットフォームである一般社団法人を通じて募りました。地方自治体が主体となり，観光施設整備事業のためにクラウドファンディングの手法を使って資金調達を行う試みは，全国初として注目を集めております。そこでこのクラウドファンディングの認識についてお伺いをいたします。

続きまして，このクラウドファンディングによる資金調達の導入についてお伺いをいたします。

東日本大震災後，被災した中小零細企業が何とか会社を再建しなければと，資金を集めるためにネットで呼びかける手法が日本にも芽生え始めました。企業は生産ができるようになったら，その会社の商品を資金提供者に贈るなどのお返しを計画します。

先ほどの「かまくら想いプロジェクト」は，10カ所に観光ルート板を新設しようとするプロジェクトでございます。ルート板を設置するには，1基につき約10万円の費用が必要で，本プロジェクトでは1口1万円として寄附を募り，そのお礼として寄附をいただいた方のお名前を新設するルート板に刻みます。今後税金に頼らない施策の1つとして，インターネットで不特定多数の人々から小口の資金を集めるクラウドファンディングを活用し，地域振興に生かそうとする

取り組みが徐々に広がってくるのではないのでしょうか。本市における地域振興事業の予算確保のための新たな手法として、導入に対するご所見をお伺いいたします。

続きまして、ふるさと納税の本市の現状についてお伺いいたします。

今月の3日、安倍海造内閣が発足いたしました。今回の内閣は、地方創成を1つの重点課題として取り組む方針で地方創成担当相が新設されました。地方に焦点を当てた力強い政策を期待いたします。

今年の8月、ふるさと納税制度を来年度拡充する方針を固めたとの報道がありました。税金が軽減される寄附の上限を2倍に引き上げるほか、関連手続を簡素化する方針であります。ふるさと納税は、現在住んでいるところ以外の自治体に2,000円を超す額を寄附すれば、居住自治体の個人住民税や所得税が控除される仕組みで、2008年に始まっていることはご承知のことと思います。年収や世帯構成に応じて控除額は異なりますが、現行では住民税の約1割が上限となっております。これを約2割にする方向であります。各自治体がお返しとして地域の特産品を贈るなどの趣向をこらし、制度の利用者は増加しております。

総務省は昨年、開始以来となる全国調査をいたしました。その結果、都道府県と市町村を合わせた寄附件数が、制度開始2008年の約3万人、総額73億円から2012年には約11万人、130億円と増加しております。しかし、そのふるさと納税に対する取り組みは、各自治体でかなりの違いがあり、その取り組みによって寄附者数、寄附金額に大きな違いがあらわれております。そこで本市のふるさと納税の現状をお伺いいたします。

続きまして、ふるさと納税の拡充についてお伺いいたします。

ふるさと納税制度は、専用のポータルサイトなどもできていて、寄附者に対しての贈り物ランキングなど各地の取り組み状況が一目でわかるものがあります。これは各自治体の特産品の大きなPRにもなり地域振興策として大いに利用できる制度であります。

宮崎県の三股町の取り組みは、現在大きな反響を呼んでいます。三股町では今年4月から、寄附者に対して最大で宮崎牛1頭分の肉を贈る取り組みを始めたところ、当初予定していた3頭分の計900万円もの寄附が集まりました。町のPRとしてふるさと納税に取り組んできた副町長は、「全国に日本一の宮崎牛が届けられて町の発展にもつながる」とコメントしておりました。寄附金は今年の5月末で既に1,257件で、約4,000万円に拡大しております。本市でも市のPRとして、地域振興のためになるふるさと納税の拡充を図るお考えがあるかどうか、ご所見をお伺いいたします。

2つ目として、子育て支援についてお伺いいたします。

寡婦控除のみなし適用についてでございます。

国において、離婚や死別のために母子家庭、または父子家庭となったご家庭には、所得控除の優遇措置として寡婦控除があります。しかし、同じ母子家庭であっても入籍をせずに子どもを産み育てている未婚の家庭の場合は、この寡婦控除の対象となりません。これは古くからある「寡婦」という言葉の定義によるもので、未婚の母子家庭には適用されないとのことあります。しかし昭和39年に制定された「母子及び寡婦福祉法」——議案にもありますとおり、今年の10

月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」でありますけれども、この第6条において、配偶者の定義を「婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にあるものを含む」としており、婚姻届の有無の区別はありません。税法上の措置だけが改正されないため、未婚の母子家庭は所得に応じて算定される保育料や公営住宅の家賃、国民健康保険税などの負担が同じ母子家庭でも負担が大きくなるという現状があります。

厚生労働省の平成23年度全国母子世帯等調査結果によると、20歳以下の子どもがいる母子家庭は推計123万8,000世帯で、平成18年度に比べると8万7,000世帯も増えております。一方、母子家庭は推計で22万3,000世帯、母子家庭と父子家庭を合わせたひとり親家庭は146万1,000世帯に上ります。そのうち未婚の家庭は7.8%で、約10万世帯と20年ほどで3倍以上に増えているとのことであり、母子家庭の平均年収は、一般世帯を100とすると37.8と低く、未婚の母子家庭は配偶者からの養育費や保険、年金等が受けられないため、さらに低いとされております。

どのような理由があれば、我が子を懸命に育てているお母さんを婚姻届があるなしだけで差別することは、子育て支援の観点から納得できるものではありません。国の税法上の改正がなければ根本的な救済には至りませんが、この問題について、岡山市や千葉市を初め全国の多くの自治体が徐々に、未婚だけが優遇措置を受けられない理由がないとして自治体の自主権としてできる保育料や公営住宅の家賃等の算定に寡婦控除をみなし適用し、子育て支援策をとっています。

そこで3点質問いたします。本市のひとり親世帯のうち、未婚の母子家庭世帯はどのくらいおられるのかお伺いいたします。2つ目として、現在保育料、学童保育料や市営住宅の家賃等の算定に当たり寡婦控除の適用を図っておられると思いますが、このように税法上優遇される世帯と未婚の母子家庭のように適用外となる世帯に対してどのように認識されているのかお伺いいたします。3つ目として、未婚の母子家庭の方は、日本の結婚観や家族観の中でまだまだ許容されにくい現実があります。さらに経済的に厳しい状況を抱えております。そんな中でも子どもを懸命に育てているご家庭の支援策として、子育て上手をうたっている本市においても寡婦控除のみなし適用を導入すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

3点目に、消費者教育についてお伺いをいたします。

消費者教育の充実についてでございます。

消費者教育の推進に関する法律についてお伺いいたします。近年ネット社会の進展に伴って消費者トラブルが相次いでおります。新聞紙上には毎日のようにそのトラブルの記事が見受けられます。高度情報化、グローバル化が急速に進み、消費者生活環境が多様化、複雑化している中で、子どもや若者が一人の消費者として安全に自発的に行動できるよう早期からの消費者教育を充実させることや、高齢者を中心にふだん自宅にいる市民への消費者教育の機会を設けることが喫緊の課題となっております。こうした課題に対応するため、具体的には2012年に消費者教育の推進に関する法律が施行されております。この法律の概要についてご教示をお願いします。

2つ目に、本市の消費者トラブルの相談件数とその内容についてお伺いいたします。本年6月に政府が閣議決定した消費者白書によると、2013年度は全国の消費者センターなどに寄せら

れた消費者トラブルの相談件数が約9万2千500件と9年ぶりに増加に転じ、42都道府県で2012年度を上回る結果となっております。消費者庁は、65歳以上の高齢者からの相談件数が前年度より5万3,000件多い26万7,000件と、人口の伸びを大幅に上回るペースで増えているのが大きな要因と分析しております。その他未成年に関する相談件数が2010年度以降、毎年度約2倍のペースで増加していることも問題となっております。

最近では、子どもが親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけているのが現状です。そこで、本市の直近の相談件数の推移と最近の傾向をどのように分析されているのかお伺いをいたします。

続きまして、消費者教育の推進に関する法律には、「学校における消費者教育の推進として、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校の授業、その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない」と義務づけております。本市の学校における消費者教育の現状と今後の取り組みについてご所見をお伺いいたします。

次に同様に、「地域における消費者教育の推進においては、高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員、社会福祉士主事、介護福祉士、その他高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対して、研修の実施、情報の提供、その他の必要な措置を講じなければならない」と義務づけております。本市の地域における消費者教育の現状と今後の取り組みについてご所見をお伺いいたします。

最後に、消費者教育の推進に関する法律には、この法律の基本方針を踏まえ、当該市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないとしております。これは努力義務となっておりますが、本市における消費者教育推進計画の策定についてどのようなお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

以上で私の最初の質問を終わります。ご答弁よろしくお願いたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

[植木宏総務部長 登壇]

○植木宏総務部長 税金に頼らない資金調達についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、クラウドファンディングの認識についてでございますが、議員ご発言にございましたように、不特定多数の人からインターネット経由で資金調達を行うもので、国内におきましては東日本大震災をきっかけに注目され始め、自治体におきましても新たな可能性を秘めた資金調達の手法であると認識をいたしているところでございます。また、自治体の導入状況を見ますとまだまだ少ない状況ではございますが、鎌倉市や夕張市などにおいて導入されているところでございます。

続きまして、本市におけるクラウドファンディングの導入についてでございます。先ほど申し上げましたとおり、まだ自治体における導入実績が少ない状況でございますので、今後先進事例等を調査研究しつつ、どのような手法が効果的のかなど検討してまいりたいと考えているとこ

ろでございます。

続きまして、ふるさと納税の本市の現状についてでございます。本市におきましては、平成20年度より実施をいたしているところでございます。過去3年間の実績でございますが、平成23年度は9件で373万円、平成24年度は11件で341万円、平成25年度は14件で264万9,000円でございます。なお、寄附をいただいた方に対しましては、全員に礼状と市内3施設——これは金砂の湯、竜っちゃん乃湯、ぬく森の湯でございますけれども、これらの共通入浴券5枚つづり、また、非売品でございます常陸太田市の歌「空があるまち」のCDなどを贈らせていただいているところでございます。

最後に、ふるさと納税の拡充についてでございますが、テレビや新聞報道にもございますように、寄附をされた方に対するお礼の品として地域の特産品等を贈る自治体も増え、このことにより人気が高まり寄附金額が増額となっている状況でございます。また、国におきましても地方への寄附を活発化させるため、ふるさと納税制度について税金が軽減される寄附の上限額を現在の個人住民税の約1割から2割へ引き上げ、手続も簡素化するといった検討が始められたことが新聞等で報道されたところでございます。これらのことから、本市におきましても寄附をされた方へのお礼の品としまして、市のPRを兼ねた特産品の送付について現在検討をいたしているところでございます。今後、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえつつ、お礼の品の見直しや効果的な周知方法など、さらに検討を重ねまして来年度より実施したいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 子育て支援についてのご質問で、寡婦控除のみなし適用についてのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の本市の未婚の母子家庭世帯についてでございますが、本年9月1日現在、ひとり親家庭のうち経済的支援が必要な、いわゆる児童扶養手当の受給対象世帯が279世帯ございまして、そのうち母子家庭世帯につきましては246世帯でございます。その内訳といたしましては、離婚によるものが207世帯、死別によるものが1世帯、妊娠をしながら諸般の事情により結婚していない、いわゆる未婚によるものが37世帯でございます。

次に、2つ目の寡婦控除適用世帯と適用外世帯との認識についてでございますが、寡婦控除につきましましては、議員のご発言にもございましたように、配偶者と死別、離別した人が所得や扶養親族のあるなしに伴い受けることができる所得税法上の控除でございます。基本は27万円、特定の場合には35万円の控除が受けられることになるため、寡婦控除適用世帯と適用外世帯の間では、所得税あるいは住民税、国民健康保険税や保険料などの一定の影響がある、いわゆる差異が生じるものと認識いたしてございます。

最後に、3つ目の寡婦控除のみなし適用の導入についてでございますが、未婚の母子家庭世帯におきましては、議員ご発言のように、同じ母子家庭世帯でありながら寡婦控除を受けることができないために、前段で申し上げましたように保育料などにおいて差異が生じる状況となることから寡婦とみなしをいたしまして、母子家庭の充実、いわゆる負担の軽減を図る市町村が少しず

つ増えてきている状況でございます。

県内市町村の状況を申し上げますと、保育料につきましては、お隣的那珂市、龍ヶ崎市、土浦市、守谷市などが導入しており、また、放課後児童クラブにつきましては、那珂市、守谷市が導入をいたしているところでございます。

しかしながら、この寡婦控除のみなし適用の導入につきましては、自治体間におきまして考え方や方向性、あるいは適用の範囲などが必ずしも統一されていない状況にございまして、また、所得税法上の取り扱いにも関係した問題でもございますので、今後の国の動向や他の自治体の動きなどの情報収集し、税あるいは国民健康保険税などへの影響も十分見きわめた上で未婚のひとり親家庭の負担軽減の可能性について研究、検討をしてみたいと考えております。

なお、本市ではご質問の寡婦控除のみなし適用の導入にかかわらず、保育料及び放課後児童クラブの利用料につきましては、未婚の母子家庭世帯も含めたひとり親世帯に対し、既に減額措置を講じているところでございます。

**○深谷秀峰議長** 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

**○荻津一成市民生活部長** 消費者教育に関するご質問のうち、4項目のご質問についてお答えいたします。

初めに、消費者教育の推進に関する法律についてのご質問にお答えいたします。

消費者教育の推進に当たりましては、消費者を取り巻く環境の変化に対応すべく、平成16年に改正施行された「消費者基本法」において、消費者の自立の支援が消費者の政策の基本におかれ、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを尊重することが規定されました。そしてこれに基づき、国及び地方公共団体は、消費者に対する情報提供や啓発及び消費者教育を行ってきたところでございます。

しかし、現代社会において消費者が身につけておくべき知識は日々変化しており、消費者教育が消費者に十分浸透しているとは言いがたい現況から消費者に対する教育のより総合的かつ一体的な推進が強く求められるようになり、このような状況を踏まえ、新たに消費者教育の推進に関する法律が平成24年に制定施行されたところでございます。

この法律は、消費者が必要な情報を得て自主的かつ合理的に行動できるよう幼児期から高齢期までの生涯にわたり、それぞれの時期に応じ、また学校、地域、家庭、職域、その他のさまざまな場において、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的としておるところでございます。

次に、本市の消費者トラブルの相談件数とその内容についてのご質問にお答えいたします。

市消費生活センターに寄せられた直近の消費生活相談件数について申し上げますと、今年の7月から8月までに寄せられた相談件数は、合計83件でございます。

販売購入形態別の内訳について申し上げますと、店舗購入に関するもの11件、訪問販売に関するもの11件、通信販売に関するもの41件、マルチ商法に関するもの1件、電話勧誘に関するもの10件、ネガティブオプション、いわゆる送り付け商法に関するもの2件、その他7件で

ございます。

なお、商品・役務別分類で申し上げますと、83件中21件がデジタルコンテンツに関するものとなっており、全国的な傾向と同様に、本市におきましてもインターネット、携帯電話関連の相談が増えている状況でございます。

また、相談者の年代別内訳を見ますと、20歳未満2名、20歳代6名、30歳代3名、40歳代12名、50歳代21名、60歳代9名、70歳代以上26名、年齢不明4名で、青少年から高齢者まで幅広い層から相談を受けておりますが、その中でも特に60歳代以上が全体の42%と高い割合を示しております。

続きまして、地域における消費者教育についてのご質問にお答えいたします。

消費者教育につきましては、消費者教育の推進に関する法律において「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動」と定義されております。市民の消費者被害防止のためには、日常的な注意喚起及び継続的な啓発活動が必要であることから、本市の地域における対応といたしまして、まずは市広報紙及び市ホームページへの消費生活関連記事の掲載による啓発、市出前講座の開催を通じて市消費生活相談員による消費生活トラブル事例の説明及び対応方法等の周知、啓発活動、防犯講和の開催を通じて、警察署員による振り込め詐欺被害防止のための寸劇、実演を交えた啓発活動、防災行政無線放送による注意喚起及び啓発活動、消費生活トラブル事例及びその対応方法を記載した市消費生活センター作成リーフレットの全世帯配布による啓発、中学生及びその保護者、青少年、新成人、高齢者など対象ごとに作成したリーフレットの配布による啓発などを実施し、これら啓発活動を通して消費者教育に努めているところでございます。

今後も市広報紙や市ホームページ等を活用した情報の提供及び各種啓発活動にさらに工夫を加え、そして関係機関団体等の連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本市の消費者教育推進計画についてのご質問にお答えいたします。

消費者教育の推進に関する法律の第10条第2項には、市町村が消費者教育に関する施策についての計画、いわゆる「消費者教育推進計画を定めるよう努めなければならない」と規定されております。本市におきましては、ただいま申し上げましたような市民の消費者被害の防止のため、さまざまな啓発活動を通じて消費者教育に努めているところです。しかし社会の高齢化、グローバル化、情報化などが進む現代におきましては、消費者が身につけておくべき知識は日々変化しており、かつて学校で学んだ知識が社会に出たときには過去の知識となってしまうことから、生涯にわたって学習する機会及びその充実が求められているところでございます。

したがいまして、消費者教育推進計画につきましては、本市と関係機関、団体等がより連携を密にして、消費者教育の総合的かつ一体的な推進をすることが必要であることを踏まえ、今後計画策定を前提として調査研究してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 学校における消費者教育に関するご質問にお答えいたします。

消費者を取り巻く環境は、高度情報化、国際化などの進展により複雑化、多様化し、さまざまな消費者トラブルが発生しております。このような中、児童生徒が早い段階から消費生活に関する基礎的な知識を身につけ、社会の変化に対応できるよう消費者教育を行うことが大切です。そのため、学校教育におきましては、学習指導要領で消費生活に関する事項が取り入れられ、社会科や小学校の家庭科、中学校の技術家庭科を中心に消費者教育に取り組んでいるところであります。

主に、小学校の家庭科では物や金銭の大切さやお金の計画的な使い方などを学習し、中学校の技術家庭科では小学校での学習を踏まえてクーリングオフ制度や消費上のトラブルの種類、その解決のあり方、また、消費者の権利や消費者としての責任ある行動などについて学習しております。例えば、携帯電話の高額請求などのトラブルには、実際の場面を設定し、役割の演技をしながらその対応の仕方について具体的な学習をしております。

さらに中学校の社会科では、制度や法律をもとに消費者の権利や責任について学ぶとともに、トラブルへの対応ばかりではなく、限りある資源を大切に環境に優しい消費のあり方について学ぶとともに、消費者の自立の支援を含めた消費者行政について学ぶことにより、消費者としての正しい判断力や生活管理ができる能力の育成を目指した学習をしております。

このほかにも携帯電話やインターネットなどのトラブル等については喫緊の課題でもありますので、児童や生徒ばかりでなく保護者への理解啓発を図る必要がございます。そこでPTAの研修の機会などを利用して、専門の講師を招いて講演会等を実施している学校もございます。

しかしながら依然として多くの若者や高齢者が消費者トラブルに巻き込まれる事案が報道されておりますので、今後は消費者庁など関係機関が作成している教材の活用を図り、より具体的な情報を得ながら、体験活動を重視して児童生徒が消費生活に関して主体的に考え、判断し、行動できるよう消費者教育の一層の充実に努めてまいります。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいまは丁寧なご答弁、大変ありがとうございました。それでは再質問に移らせていただきます。

初めに、地域振興策についてでございます。

クラウドファンディングについて、そしてまたふるさと納税について、本当にこの2つは税金に頼らない全国からの寄附によるプロジェクトになってくるかと思えます。形は違いますが地域振興策として非常に重要なものになってくると私は考えております。

クラウドファンディングについては、まだまだ導入が始まったばかりということでございますけれども、やはりこういったものを早くやる自治体というのは注目を集め、そしてまたそういった形でPRにもなるということでございますので、導入実績を研究するのではなくて、市独自のものができるよう研究をしていただければという思いがあります。要望いたします。

ふるさと納税についてでございますけれども、1つ目で、現在ふるさと納税に対する所管課はどちらになっているのでしょうか。



○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

○植木宏総務部長 財政課でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 今まで述べましたように、市のPR、そしてまた、いろいろな市の物産などを販売するに当たって財政課というのは非常に不思議だという気がしているんですけども、今後ずっと担当は財政課という方向で動かれるのでしょうか。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 現在のところ、財政課で担当する考え方でおります。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） やはり幅広くアイデアを募るためには全庁的に、または担当所管、また商工観光とか農政とか、そしてまた企画とか入りまして、副市長が先頭になるぐらいのそういった対策をぜひともこのふるさと納税に対して考えていただきたいなと要望いたします。

このふるさと納税でございますけれども、本当にいろいろな形でアイデアが出ております。皆さんもいろいろ情報等あると思うんですが、例えば100万円以上寄附した場合には、1日町長が体験できるといったところもございまして、非常にユニークな取り組みをしております。そしてまた、北海道の上士幌町などは、昨年度の寄附金は2億4,350万円、同町の町民税とほぼ同額になっているというようなところも出てきております。そういった意味で、取り組み方次第では本当に大きなものになってくると思いますので、本市としても地域振興策として、ぜひともこれを取り入れて充実させていただきたいなという思いであります。

続きまして、子育て支援についてでございます。

今後国の動向、そしてまた地域の状況を見ながら考えていくという最終的な方向でございますけれども、行政が向くのは国やほかの自治体の方向ではないと思います。やはり本市に住んでいる市民に向けていかなければならないと私は思います。地方が声を上げて実行していく、そして国を動かしていくという姿勢こそがまさに国と地方が対等である関係、そしてまた地方分権が進展していくことではないかと私は思っております。ですから、ぜひとも寡婦控除のみなし適用も本市としても取り組んでいただきたいなと、そういう姿勢で臨んでいただきたいなと思います。

先ほど、本市として独自に学童保育料の減額措置を行っているとありましたけれども、具体的にどのような方法なのかお願いいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 先ほど答弁の中で触れさせていただきました保育料及び児童クラブ利用料の減額措置でございますけれども、まず、保育料につきましては保育料徴収規則がございまして、その中で保育料の場合は7階層にわたって所得段階等による保育料を設定しているわけでございますけれども、特に母子家庭世帯に係る第2階層、第3階層にわたりまして具体的に申し上げますと、第2階層が3歳未満の場合5,800円、3歳以上が3,900円、これを非課税世帯と同様の措置ということでゼロ円に設定してございます。また3階層でございますけれども、3歳未満が1万2,600円、3歳以上が1万700円、それぞれ1万1,900円、1万円という減

額措置を、また、放課後児童クラブにつきましては、月額利用料5,000円を3,500円という  
ような減額措置を講じているところでございます。

以上です。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） もう一度確認しますけれども、それが未婚の母子家庭に対する特別な減  
額措置ということで理解してよろしいのでしょうか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 未婚に特化したわけではございません。当然未婚の方も母子扱いとい  
うことで同じ適用をさせていただいているということでございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 理解をいたしました。ありがとうございます。

続きまして、消費者教育についてご質問いたします。

最後の消費者教育推進計画でございますけれども、水戸市では増え続けている消費者被害防止  
に、消費生活の安定と向上を目的として「水戸市消費者生活条例」を今年の6月に制定いたしま  
して、この法律で市町村の努力義務となっている消費者教育の推進計画の策定を義務化しました。  
自立した市民の育成に力を注いでおるということで、全国的に注目を浴びているそうでございま  
す。

本市としても先ほどの答弁で、「計画を策定する前提で」ということでお話がございましたけ  
れども、現時点で目途の目安というか、その辺はどのように考えていらっしゃるのかお伺いいた  
します。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 お答えいたします。

計画の目途のご質問でございますけれども、先ほどもご答弁しましたように計画に向けて調査  
研究をしていくということでございまして、その段階でいつごろ策定すべきか決定していきたい  
と考えております。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

学校教育における消費者教育、また地域における消費者教育、非常に多岐にわたってやられて  
いるということでご答弁をいただいております。推進計画というのはきちんと立てていきません  
と、その場その場の対応になってきてしまうかと思えます。しっかりと消費者教育の推進計画を  
立てまして、それに基づいた消費者教育、学校における、また地域における消費者教育に取り組  
んでいただきたいと要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。